

7月21日(日)は参議院議員通常選挙投票日

期日前投票は7月5日(金)から20日(土)まで



令和になって初めての国政選挙が執行されます。選挙は、私たちの代わりに、私たちの思いを実現してくれる人を選ぶ仕組みです。

有権者は投票を

投票できる人／7月21日(日)時点で投票できるのは、次の全ての条件を満たす人です。

- 平成13年7月22日以前に生まれた人で、日本国籍がある人
- 平成31年4月3日以前から、引き続いて当市の住民基本台帳に登録されている人

投票日時／7月21日(日) 7時～20時

※第16投票区は(十里木高原集会所)は19時まで

期日前投票／事情によって、7月21日(日)に投票所に行くことができない人は、期日前投票ができます。入場券の裏面に必要事項を記入し、期日前投票所へお越しください。

時 7月5日(金)～20日(土) 8時30分～20時

所 市役所4階(土・日曜日、祝日は1階) ※7月20日(土)は福祉保健会館1階ホールでも投票できます。

不在者投票／指定された不在者投票施設にいる人、名簿登録地以外の市区町村に滞在中の人は、不在者投票ができます。入院・入所している人は職員に意向を伝えてください。滞在先の市区町村で投票を希望する人は、選挙管理委員会に投票用紙の請求をしてください。

選挙情報は、市公式ウェブサイトに掲載

●投票所の場所は、市公式ウェブサイトに地図を掲載します。入場券に記載された投票所で投票してください。

※今回、第15投票区は須山小学校体育館となります。

●開票は、7月21日(日)21時から市民体育館で行います。開票結果は、確定次第市公式ウェブサイトでお知らせします。投票状況も随時掲載します。

選挙管理委員会(行政課) 995-1807

令和元年度介護保険料

普通徴収は7月から納付開始です



介護保険料は、介護を必要とする人の人数や介護サービスの必要量の変化に応じ、3年ごとに見直しを行っています。昨年度に保険料が見直されましたが、本年度は消費税率の引き上げに伴い、保険料軽減の段階が、第3段階までに引き上げられました。

65歳以上の人の介護保険料の変更一覧

所得段階	新保険料	旧保険料
第1段階	22,900円	27,500円
第2段階	33,600円	38,200円
第3段階	44,300円	45,900円

保険料の納め方

第1号被保険者(65歳以上の人)

7月中旬に介護保険料通知書が届きます。

●特別徴収▶年金から天引きされます。

対年金が年額18万円以上の人

●普通徴収▶納付書を使用するか口座振替で、指定

(代理)金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。

対年金が年額18万円未満の人

※65歳になった人や転入した人は、しばらくの間普通徴収になります。

第2号被保険者(40歳～65歳未満の人)

加入している医療保険と合わせて徴収されるため、介護保険料の通知は届きません。

滞納している保険料がある場合

保険料を滞納すると、滞納期間に応じて、介護サービスが受けられなくなる場合がありますので、納め忘れないようにしてください。

介護保険課 995-1821